

FUNABASHISHI NOUIDAYORI

令和6年 (2024年) **第108**号 年2回発行

> 発行 船橋市農業委員会 編集 農委だより編集委員会

〒 273-8501 船橋市湊町 2 丁目 10 番 25 号 TEL 047 (436) 2745 URL https://www.city.funabashi.lg.jp (船橋市役所) e-mail nogyo@city.funabashi.lg.jp





□コミはもちろんのこと、SNSなどを巧みに使いながら、これからも成長し続ける奈良養鶏園。これからのお二人の活躍がますます楽しみです。

直売所をリニューアル! 「奈良たまカフェ」の営業スタート! **奈良 育子さん** (馬込町)



奈良ご夫妻〈左:富士男さん、右:斉子さん〉

船橋市馬込町にある奈良養鶏園。

創業は富士男さんの祖父が、現在の山手にある「船橋温泉 湯楽の里」付近で、にわとりを飼い始めた事がきっかけで、当時は4000羽くらい飼育していたそうです。

現在の馬込町に来たのは昭和38年。

育子さんが奈良家にお嫁に来た時は、13000羽くらいの二ワトリがいましたが、時代の流れとともに飼養環境にも変化が見られ、エサにこだわるなど付加価値を付けることで羽数を減らし、現在は6000~7000羽(種類はもみじ、アロウカナの2種)を飼養しています。

従業員スタッフは20名程で(常時雇用は5名ほど)、年齢構成は20代~70代と幅広く、その中には30年以上働くベテランの方もおり、ニワトリの健康状態が見分けられるほどの経験を有し、このことはスタッフ同士で共有しています。

飼養の特徴として、与えるエサにはこだわりを持っており、市販の配合飼料は一切使わず、二ワトリの状態を見ながら独自の配合を行っています。近年では周辺農家から新鮮な廃棄野菜などを戴き、エサに混ぜて与えることで、二ワトリが元気になり、たまごのロスも少なくなってきました。何より「たまごの白身」の無色透明なところが他とは違います。

「やっぱり自家配合+新鮮野菜のエサを与えているからかなぁ」と富士男さんが話していたのが印象的でした。 平成29年には農場HACCP(ハサップ)認証*を取得。船橋市では皆川牧場に続き2例目。HACCPを 通じて生産・衛生管理の向上を実現し、消費者に安心、安全、高品質な商品の提供をしています。

当養鶏園では、鳥インフルエンザは発生していませんが、昨年、県内で流行したことにより、衛生管理の 重要性を改めて認識しました。

奈良養鶏園のたまごは、直売所をはじめ、自動販売機、インターネット、東武百貨店船橋店、ふなっこ畑、 幕張 P A (下り)など各地で販売されています。また、市内の飲食店でも奈良たまごが使用されています。最 近では、銀座の高級すきやき屋さんで味の濃いアロウカナのたまごが使われているとか!

奈良養鶏園に併設する直売所は、近隣農家さんに一緒に野菜も売ってくれないかと言われた事がきっかけとなり、平成2年にスタート。昨年7月には、品揃えも増やし、カフェも併設して、リニューアルしました。

「この建物は築70年となりますが、壁や天井などはそのまま残し、外見をリフォームしただけですよ…」と育子さん。店内には、新鮮なたまごはもちろん、市内の農家さんが育てた、こだわりの新鮮野菜だけでは



お二人のお話は、話題が尽きない中で、あっという間に時間が経ってしまいました。

なく、飲食業の営業許可を取得し、ソフトクリーム、バウムクーへ ン、シフォンケーキなどの製造販売を行っております。市内で牧場 を営む皆川牧場のソフトクリームに加え、冷蔵ケースでは同牧場の チーズ類も販売し、好評を得ております。

「船橋市には美味しいもの、こだわり野菜などがまだまだたくさんあって、今後もより良い物を販売していきたいし、皆川牧場さんとももっとコラボして、たまごとチーズ類を使ったスイーツなど、メニューを増やしていきたい」と熱く語っていました。

□コミを大事にしながら、SNSも使いこなし、ひとのつながりを大事にしていく奈良養鶏園。今後も益々成長していくお二人の活躍に期待しています。

農業モニター・農業委員・農地利用最適化推進委員・ JA・新規就農希望者 意見交換会を実施しました

令和5年度の農業モニター、農業委員、農地利用最適化推進委員、JA、新規就農希望者の意見交換会が令和6年3月25日に行われました。

今回の参加者は、農業モニター7名、農業委員3名、農地利用最適化推進委員7名、JA職員2名、新規就農希望者1名でした。

農業モニターとは農家の代表。今回はそれぞれの立場で、お互いが意見交換をしていくことで、さまざまな意見交換ができる貴重な機会となりました。



それぞれの立場から、各地域の課題や問題点を出し合い、多くの改善 案や提案がありました。

話し合いの中で生じた問題を解消するた

めに、意見交換会での意見を踏まえ、農政に意見を要望することが目的となっています。

今回のテーマは「自分や地域の農業者が農業経営を行っているうえで生じる課題、問題点等」とし、減少しつつある船橋市内の農地と農家を守るために、多くの改善策や提案がありました。

意見の内容は以下のとおりとなります。

課題や問題点

- ・人手不足(周年雇用が出来る仕組みづくり)
- •後継者問題
- ・休みが取りづらい(親とのコミュニケーション不足など)
- ・生産環境の悪化(住民クレーム・猛暑対策・遊休農地からの雑草種子の飛散等)
- ・生産コストの高騰(野菜価格の低迷・資材高騰等)
- ・相続などの税金対策

実現可能なもの(優先度の高い有用な取組)

- ・働き手を募集している農家の情報発信を行う (募集する側と働く側のコミュニケーションの場の提供)
- 体験農園(民間のシェア畑のようなスタイル)で遊休農地の有効利用を図る。
- ・援農ボランティアの利用促進や地域の有志による遊休農地や耕作できない人の農地など の耕作請負チームを作り、対応する等(人手不足、遊休農地解消対策)
- ・周辺住民とのコミュニケーションづくり(食育活動等の中で、子供から親に対して農業 の重要性を知ってもらう取り組みを充実させる)
- ・販売先の確保(小規模農家も販売できる直売所の整備等)

昨今の都市農業を取りまく環境は非常に厳しい状況ではありますが、さまざまな立場や生産の場からの話し合いを続け、率直な意見を通して一歩づつ改善していくことが、船橋の都市農業のさらなる発展の糸口となるのかもしれません。



~みなさんの想いを教えてください~

所有農地の現在の状況や今後の意向、現在の農業の経営状況や 今後の意向などについて一斉調査を行います。



なんのために調査するの?

市内に農地を所有している方を対象に調査票を送付させていただきます。

どうやって調査するの?

- 地域計画についての話合いに向けて 現状と意向を把握するため
- 2. 農業振興地域整備計画の基礎調査資料とするため
- 3.船橋市の農業の将来を考えていく上での資料とするため



なにを調査するの?

- 営農状況
- 耕作状況
- 後継者の有無
- 10年後の経営意向
- 今後の農地利用 など

(調査票が届いたら (必ずご回答ください!)

みなさんの考えや将来の意向を知るとても重要な調査です。 いただいたご意見は地域計画及び農業振興地域整備計画の参考にさせていただきます。

調査目的について 詳しい話

地域計画とは...

農業者や地域のみなさんの話合いをもとに作成する、「将来の農業の在り方」と「将来の農地利用の姿を落とし込んだ目標地図」からなる地域の設計書です。地域農業を維持するために、誰が・どこの農地で・どんな作物を・どのように栽培するのか、これから先の地域の農業の姿を地域で話合い、地域ごとに作り上げていきます。



地域計画のイメージ

『農業振興地域整備計画 及びその基礎調査』とは...

農業振興地域整備計画とは優良な農地を保全するとともに、農業の振興を図るために市町村が定める計画です。その中で、将では、おいて、農用地区域」として定めていいます。農用地区域での開発行為(宅地の造成、建物の設置など)は厳しく制限されてきま、原則として開発行為を行うことはできまり、原則として開発行為を行うことはできまり、基礎調査は農業振興地域整備計画して、農用地等の面積や土地利用、人では、農用地等の面積や土地利用、人でするのです。

お問い合わせ 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

船橋市経済部農水産課 TEL 047-436-2493 FAX 047-436-2485 船橋市農業委員会事務局 TEL 047-436-2745 FAX 047-436-2730

アンケートや制度についてのご質問等ございましたらお気軽にお問い合わせください。



農地の利用状況調査・利用意向調査の実施

① 農地利用状況調査の実施

農業委員会では夏から秋にかけて、市内の農地の利用状況調査を行います。

この調査は年1回実施することが法律で定められており、農地が適切に管理されているかを把握するために農業委員と農地利用最適化推進委員が巡回します。



② 利用意向調査の実施

農地の利用状況調査の結果、現に耕作の目的に利用されておらず、かつ、引き続き耕作の目的で利用しないと見込まれる農地の所有者に対しては、冬頃に今後の農地の利用について、調査書送付、訪問等での意向調査を行います。

意向調査を受けて、意向通りに実施されているかを来年の秋頃に再度現地確認を行い、実施されていない場合は農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告を所有者等に対して行うことや、勧告を受けた農地について固定資産税の課税強化が実施されることがあります。

農地の 適正利用を お願いします!

農地パトロール実施中

農業委員会では定期的に農地パトロールを実施し、無断(違反)転用や廃棄物の不法投棄、遊休農地等に対する監視活動を行っています。 適正に利用されていないと認められる農地の所有者には、順次指導 していきます。

○農地の転用には許可・届出が必要です

農地を住宅や駐車場、資材置き場など、農地以外のものにしようとする場合は、農地法による許可(市街化区域内は届出)が必要です。

無断で転用したり、許可した計画どおりに転用を行わない場合、農地法違反となり、3年以下の懲役または300万円以下(法人の場合は1億円以下)の罰金が科せられることがあります。



○農地の適正な管理を

農地が耕作放棄されると、雑草の種子の飛散や病害虫の発生、廃棄物の不法投棄の誘引や火災の恐れなど、地域の営農環境や住環境に悪影響を及ぼします。農地の適切な管理をお願いいたします。

自ら管理することが困難である等により農地の貸付を希望される方は、農業委員会にご相談 ください。

農業者年金の6つのポイント~お得な農業者年金~

- 1. 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い、安定した年金制度です。
 - ・農業者年金は自らの年金を自ら積み立てる形式
- 2. 農業者の方なら広く加入できます
 - ・国民年金の第1号被保険者
 - ・原則 20 歳以上 60 歳未満の人
 - ・年間 60 日以上農業に従事している農業経営者、配偶者、後継者など
- 3. 通常加入の場合、保険料の額は自由に決められます

保険料は月額2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7千円まで1,000円単位で自由に選択できます。

		30 歳から加入した場合		50 歳から加入した場合	
		月 20,000 円積立 (年間 240,000 円)	月 67,000 円積立 (年間 804,000 円)	月 20,000 円積立 (年間 240,000 円)	月 67,000 円積立 (年間 804,000 円)
65歳から受給	男性	504,500円	1,690,000円	133,200円	446,100円
年間受給	女性	452,100円	1,424,000円	112,200円	375,900円

試算条件:運用利回り年率 2.5%

- ※ 1 新制度発足以降の令和 5 年度までの 22 年間の平均運用利回りは年率 3.05%です。
- ※2年金受給額は年金裁定時まで確定せず、それまでの運用結果等により変動するので、上記年金額を保証するものではありません。
- ※ 3 端数処理等によって実際の年金額は若干異なることもあるので、試算結果は、一つの目安として利用してください。

4. 終身年金+80歳までの死亡一時金

年金は65歳から75歳未満より生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなった場合でも、ご遺族に死亡一時金として支給されます。

5. 税制上の控除の対象となります

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象になり、年金は公的年金等控除の対象となります。

6. 農業の担い手には保険料の国庫補助があります

39歳までに加入、認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手には国から保険料の補助(月額最高1万円)があります。

※国庫補助を受ける場合の保険料は月20,000円に固定されます。

問い合わせ先

独立行政法人 農業者年金基金 企画調整室 $_{\text{https://www.nounen.go.jp}}$ TEL 03(3502)3942



^{第19回} 女性の農業委員会活動推進シンポジウムに参加して





藤家 雅子 農業委員

全国で「女性の農業委員会組織」が発足されています。

令和6年3月6日、東京都千代田区において、「女性の農業委員会活動推進シンポジウム」 が開催され、船橋市からも女性農業委員3名が参加しました。

当日は「地域計画の策定・実現に女性の力を結集しよう!」をテーマとして、全国から500人を超える参加者がありました。地域農業を次世代に繋いでいくため、男女の垣根を越えて地域計画の策定に取り組み、活動していかなくてはならないことを改めて確認しました。

地域計画とは「地域の農業を守るために、みんなで考える農業の将来設計図」のことであり、 船橋市でもこの秋に一斉調査が行われます。

長野市や阿賀野市の女性農業委員からは、2件の事例報告があり、県域を越えた全国規模での交流や情報交換が行われました。

女性が当たり前に意見を主張することのできる雰囲気づくりや環境整備が最も大切だと思います。女性農業者が情報を共有し学び合う機会が少しでも多く提供されることを望んでいます。

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました!

- 11 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されています。
- 2 相続人は不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に、正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が課せられる可能性があります。
- 3 遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に登記をする必要があります。

東京法務局 ホームページ



詳しくは東京法務局又は 法務省ホームページをご覧ください



法務省 ホームページ

問い合わせ先/千葉地方法務局船橋支局 TEL 047 (431) 3681



小松菜人り巻きミートローフ

JAちば東葛西船地区女性部 藤田 富美江さん(印内) 考案

第56回 船橋市農水産祭農産品評会 優秀賞作品

材料(4人分)

豚ひき肉 300g
ホースラディッシュ 10g
卵 1/2 個 (約 30g)
茹で小松菜 200g
白ワイン 大さじ1

作り方

- ●小松菜はよく洗い、やわらかめに塩ゆでし、(水10に対し塩 30g) 水気を取り、みじん切りにする。
- ②ボウルにひき肉とすりおろしたホースラディッシュ、卵、白ワイン、塩を入れ、粘りが出るまでよく混ぜる。
- ⑤大きめのクッキングシートを広げ、23 cm ×26 cmの枠の中に ②の材料を平らに広げ、①の小松菜をその上に置き、のり巻き の要領で下から巻く。
- **⁴**クッキングシートの両端をキャンディーのようにしぼる。
- 5肉のとじ目を下にして、210度のオーブンで10分焼き上げる。
- ⑥焼き上がったら、粗熱をとってから、食べやすい大きさに切り、 お皿に並べて完成。

編集後記

我が家では、子供たちが家に帰ってくると、 決まって「お母さんは?」と聞いてきます。

このようなことは、子供たちに限らず、夫も同様です。

…皆さんのお宅では、お心当たりはありませんか!

いつの時代でも、女性の存在は偉大だなぁ!!と感じる今日この頃。

世の中は、円安、物価高騰、緊迫した世界情勢など、不安ばかりで、先行き不透明な状況が続いていますが、家族の成長、人生を楽しむことを心掛け、一日一日を大切に過ごしていきたいものです。

【農委だより編集委員会:金子しのぶ委員】

